

令和 8 年度貝塚市市民意識調査にかかる調査業務委託契約書(案)

1. 業務名 令和 8 年度貝塚市市民意識調査にかかる調査業務
2. 委託金額 金〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇円)
3. 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4. 契約保証金 貝塚市契約規則第 24 条第 2 項の規定により免除
5. 成果品納入場所 貝塚市役所総合政策部魅力づくり推進課

上記の委託業務について、貝塚市（以下、「甲」という。）は、〇〇（以下、「乙」という。）を受託者として、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、別紙の仕様書に従い、乙に対し委託を行い、乙はこれを受諾する。

- 2 乙は、この契約に基づく業務の処理において、仕様書及び甲の提供する資料に明示されていない事項又は不明な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（契約金額及び契約期間）

第 2 条 甲の乙に対する本委託業務に係る契約金額及び契約期間は次の各号のとおりとする。

- （1）契約金額 金〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇円）

- （2）委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額の支払）

第 3 条 乙は、第 1 条に規定する委託業務が完了したときは、遅滞なく甲の指示する方法により請求し、甲は適法な支払い請求を受理した日から起算して 30 日以内に、乙に振込の方法により支払わなければならないものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

（履行期限遅延の違約金等）

第 4 条 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間を相当の期間延長することにより完了する見込があるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して契約期間を延長することができるものとする。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。

- 3 甲の責に帰すべき事由により、第 3 条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、乙は甲に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができるものとする。

(権利の帰属)

第5条 本業務の実施に伴い新たに作成された成果品等に係る著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有するもの及び乙が従前から保有する権利については、この限りでない。

2 甲は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり内容を変更することができるものとする。

3 乙は、成果品について公表し、又は出版しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならないものとする。

4 乙は、委託業務を実施するに当たり、甲から借り受けた資料等を成果品の提出時まで甲に返却しなければならないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本仕様書に定めるつけさんポイントの付与について、本市が指定する事業者当該業務を行わせる場合は、この限りでないものとする。

(成果品の検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務の完了届を提出しなければならないものとする。

2 甲は、前項の業務の完了届を受領したときは、その日から10日以内に業務完了のための検査を行わなければならないものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、合格しないときは、直ちに補正を行い、甲の再検査を受けなければならないものとする。ただし、このための委託料の変更をすることはできないものとする。

4 乙は、前2項の規定により検査に合格したときは、所定の手続を経て成果品を甲に引き渡すものとする。

(作業場所の特定及び管理体制の確保)

第9条 乙は、委託業務で個人情報を取り扱うときには、あらかじめ特定した作業場所において紛失、破損及び漏えいのないよう必要な措置を講じ厳重に取り扱うものとする。

2 乙は、委託業務に従事する自己の従業員等が個人情報を前項の作業場所以外に持ち出すときは、事前に書面により甲の承諾を得なければならないものとする。

(資料等の返還等)

第10条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、本委託業務を処理するために甲から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならないものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当

該方法によるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要に応じ業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、書面をもって定めるものとする。

(契約期間の延長)

第12条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、契約期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して速やかに、その理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長期間は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務の調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の進捗状況につき調査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 乙は、甲の求めがある場合には、本委託業務の遂行の過程で作成した文書等又は第三者から取得した文書等を引き渡すものとする。

(成果品の補正及び損害の負担)

第14条 乙は、成果品の引渡しを行った後においても、その成果品に瑕疵が発見されたときは、甲の請求により乙の費用をもって直ちに成果品の補正を行わなければならないものとする。

2 乙は、成果品の瑕疵により甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない理由のあるときは、この限りではないものとする。

3 前2項において乙が負うべき責任は、第8条による検査の合格及び引渡しをもって免れるものではないものとする。

(特許権等の使用)

第15条 乙は特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他第三者の権利の対象になっている行為等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとする。

(関係機関等との交渉等)

第16条 関係機関等との交渉は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本仕様書に定めるつげさんポイントの付与に係る本市指定事業者との連絡及び調整については、乙が行うものとする。

(部分使用)

第17条 甲は、委託業務の一部が完了した場合において、その部分の検査を行い、合格と認めたときは、その合格部分の全部、又は一部を書面による乙の同意を得てこれを使用することができるものとする。

2 甲は、委託業務の未完成の部分についても、書面による乙の同意を得てこれを使用することができるものとする。

- 3 甲は、前2項の規定により部分使用をするときは、その使用部分について保管上の責を負わなければならないものとする。

(不可抗力)

第18条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約に基づく義務の全部、又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、甲乙いずれもその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた甲または乙は、当該事由の発生を速やかに相手方に口頭及び書面にて通知するとともに、回復するための最善の努力を講じなければならないものとする。

- 2 前項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足る合理的な理由がある場合には、甲乙協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(免責事項)

第19条 甲は、本委託業務の遂行に関して、以下の事由により乙に発生した損害については、債務不履行、不法行為、その他一切の責任を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重過失がある場合はこの限りではないものとする。

(1) 天災地変その他の不可抗力により発生した場合

(2) 行政や裁判所による勧告、命令、強制処分等に従い、本委託業務を停止した場合

(3) 甲の責めに帰すべからざる事由により発生した場合

(受託者の業務従事者の災害に対する措置)

第20条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、甲は何ら責任を負わないものとする。

(受託者の法令上の責任)

第21条 乙は、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならないものとする。

(法令の遵守)

第22条 乙は、本委託業務を甲の指示に従い善良なる管理者の注意をもって遂行するものとする。

- 2 乙は、甲が提示するこの委託業務に関する法令及び規定を遵守しなければならないものとする。

- 3 乙は、乙の管理下で、この契約に係る委託業務の従事者に対して、前項の法令及び規定を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(秘密情報の保護)

第23条 乙は、本委託業務を遂行するにあたり、甲から次項に定める秘密情報の開示を受けた

場合、本契約の規定に従って秘密情報を取り扱うものとする。

- 2 本契約において「秘密情報」とは、書面、口頭、電磁的記録、その他の媒体、手段、方法の如何を問わず、本委託業務のために甲が乙に開示する一切の情報（当該秘密情報の複写物、複製物、加工物、翻訳物及び当該秘密情報に基づく成果物を含む。）をいう。ただし、次の各号に定める情報のいずれかに該当するものは、秘密情報から除かれるものとする。
 - （１）開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - （２）開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
 - （３）開示の時点で既に自ら保有していた情報
 - （４）正当な権限を有する第三者から開示に関する制限を負うことなく適法に入手した情報
- 3 前項の規定にかかわらず、甲が乙に提供した個人情報保護法に規定する個人情報は秘密情報とする。
- 4 甲及び乙が、国その他の公権力により適法に必要なかつ合理的な範囲で秘密情報の開示を命令された場合、当該公権力に対する秘密情報の開示は、秘密保持義務の対象外とするものとする。ただし、当該命令を受けた当事者は、当該命令を受けた事実を速やかに開示当事者に通知するとともに、可能な限り秘密情報の秘密性の保持に努めるものとする。
- 5 乙は、本委託業務に関与又は従事する職員又は役員に、本条に定める義務と同様の義務を守らせるため、各々との間で、職員及び役員については退任又は退職後も、引き続き本条に定める義務その他これに関する義務を課す旨の秘密保持契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。
- 6 本委託業務が終了した場合、乙は、秘密情報が記載又は記録された書面、その他一切の媒体を甲に返却する。ただし、法令等により、秘密情報の保有が必要となる場合には、その必要かつ合理的な範囲において引き続き保有できるものとし、当該秘密情報を保有する限り本契約に定める秘密保持義務を負うものとする。

（個人情報の保護）

第 24 条 本委託業務に関連して、甲及び乙で授受がなされる個人情報の取扱いについては、別記に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

（トラブル時の対応等）

- 第 25 条 乙は、本委託業務に支障のおそれがある事故（秘密情報の漏えい事故等を含む。）等のトラブルが生じた場合、あるいは乙が対象者からの相談、苦情等に接した場合は、直ちにその旨を甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前項のトラブルが秘密情報の漏えい、滅失又は毀損に係るものである場合には、当該秘密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、直ちに甲に報告しなければならないものとする。
 - 3 甲は、前項の報告を受けた場合、乙と連携して、前項に定めるトラブル等の解決を図るものとする。ただし、乙に故意又は重過失がある場合はこの限りではないものとする。
 - 4 乙は、甲が第 1 項に定めるトラブル等の解決を図るに当たり、甲の要請がある場合は、これ

に協力するものとする。

(対象者との紛争)

第 26 条 本委託業務に関して、対象者との間において紛争が生じた場合は、乙の責任と負担において解決するものとし、甲は、一切責任を負わないものとする。ただし、紛争の原因が甲にある場合はこの限りではない。

(損害賠償等)

第 27 条 乙が本契約に違反したことにより甲に損害を与えた場合には、その通常かつ直接の損害について賠償するものとする。

2 前項の場合、乙は、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとする。

3 乙が故意又は過失により甲に損害を与えた場合については、前二項の規定は適用しないものとする。

4 乙が第三者に及ぼした損害は、すべて乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第 28 条 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行しない場合は、相手方に書面による催告を行い、催告を行った日の翌日から起算して、その日を含めて 30 日以内に履行がない場合は、書面による通告をもって本契約を解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、本契約を直ちに解除することができるものとする。

(1) 支払の停止又は差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 任意整理に着手したとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。

(6) 廃業、転業又は重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行ったとき。

(7) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(8) 自ら又は第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき。

(9) その他本契約等を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(中途解約)

第 29 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約の有効期間中であっても、乙に対する書面又は電磁的方法による通知により、この契約の全部又は一部を解

除することができる。この場合において、甲が損害を受けたときには、乙に対して賠償を求めることができる。

(1) 正当な理由がなく、乙が委託業務に着手しないとき。

(2) 乙の責めに帰する事由により、契約期間終了までに業務を完了する見込みのないことが明らかになったとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められたとき。

2 甲は、前項の規定による場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合は、甲は、これによって生じた乙の損害を補償するものとする。

(不当介入があった場合の通報及び報告義務)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に当たり第31条第1項(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに相手方に報告しなければならないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第31条 乙は、甲に対し、自ら(その役員及び主要な従業員を含む。次項において同じ。)について、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下、「暴力団等反社会的勢力」という。)

(2) 暴力団等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「元暴力団等反社会的勢力」という。)

(3) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配する者

(4) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

(5) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が、前二項の表明又は確約に反したことが判明した場合には、本契約を、何らの催告を要せず直ちに解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は、その相手方当事者に対し、その名目を問わず何らの金員の支払義務を負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第32条 この契約について訴訟等の必要が生じたときは、大阪地方裁判所岸和田支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

(契約の終了後)

第33条 本契約終了後も第23条(秘密情報の保護)、第24条(個人情報の保護)、第26条(対象者との紛争)、第27条(損害賠償等)、第31条(反社会的勢力の排除)第3項、第32条(管轄裁判所)及び第34条(その他の事項)の定めは有効に存続するものとする。

(その他の事項)

第34条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議し定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 大阪府貝塚市畠中一丁目17番1号
貝塚市
貝塚市長 牛尾 治朗

乙

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 この契約により、貝塚市（以下「甲」という。）から業務の依頼を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再依頼の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を依頼してはならない。

（目的以外の利用等の禁止）

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の特定及び管理体制の確保）

第7条 乙は、依頼業務で個人情報を取扱うときには、あらかじめ特定した作業場所において紛失、破損、漏えいのないよう必要な措置を講じ厳重に取扱うものとする。

2 乙は、依頼業務に従事する自己の従業員等が個人情報を前項の作業場所の外に持ち出すときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

（事故発生時の報告義務）

第8条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第11条 乙は、前第1条から第10条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。